



平成30年9月3日

## 恵庭市議会公明党議員団研修報告書

\* 報告者

団長・野沢宏紀

\* 研修参加議員名

野沢宏紀、計1名

\* 研修日程

平成30年8月7日（火）

\* 研修項目

8月7日（火） 京都市

「議会のあり方と長との関係 IN 京都」

（議会改革を住民福祉の向上に）について

研修会場・京都市（京都テルサ東館）
研修項目・「議会のあり方と長との関係」について
報告者・野沢宏紀
<p>研究研修内容</p> <p>議会改革を「住民福祉の向上」に、その到達点と「はじめの一步」、とのテーマである研修に参加させていただきました。</p> <p>議会改革は何のために行うのか、また、その到達点とはどこなのか、についてとても興味深く感じたからであります。</p> <p>今回の研修では、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 「議会改革の到達点」</li><li>2 「議会基本条例制定の動向」</li><li>3 「議会からの政策サイクルを作動させる」</li><li>4 「首長等との緊張関係Ⅰ（地域経営における PDDCA サイクル）」</li><li>5 「首長等との緊張関係Ⅱ（議決権、調査権、同意権等）」</li><li>6 「首長等との緊張関係Ⅲ（質問を議会活動に活かす）」</li><li>7 「監査委員と議会との連携」</li><li>8 「執行機関のマネジメントを監視する」</li><li>9 「条件整備Ⅰ（議員報酬・定数）」</li><li>10 「条件整備Ⅱ（議会事務局との連携、議会図書室の充実）」</li><li>11 「議会改革による主権者教育」</li><li>12 「議会改革評価の手法」</li></ol> <p>の12点についての講義がありました。</p> <p>その中から特に</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 点目「議会改革の到達点」</li><li>7 点目「監査委員と議会との連携」</li><li>11 点目「議会改革による主権者教育」</li></ol> <p>について述べて見たいと思います。</p> <p>まず11点目の「議会改革による主権者教育」についてです。</p> <p>学校教育は重要であります、まちづくりに関わることについては、教育だけではなく、実感ある市民教育が重要である、との指摘がありました。</p> <p>例えば「議会だよりモニター制度」を行っている議会があるそうです。</p> <p>それは議会だよりを通じて議会を知ってもらい、議会やまちづくりに関心をもってもらうことを意図している、とのこと。</p> <p>議会としても議会情報の発信強化とともにその事により主権者教育に繋がるのであれば、それは議会改革と主権者教育がマッチする取り組みになるのでは、と感じました。</p>

7点目の「監査委員と議会との連携」についてであります。

これは、地方自治法の改正により、議会選出の委員については廃止出来る様になったことから、今後どの様なスタンスで臨めばよいのか、と考えていたこともあり非常に興味を感じました。

議会は予算の議決や決算の認定を含め様々な監視機能を有しています。その様な中で、あえて議会から監査委員を選出する意味はあるのか、もっと専門性を高めるのであれば、公認会計士や弁護士等の方が良いのではないかと、という意見もあります。

研修では、議員の身分のまま行政委員、執行機関に属する意味をそろそろ考えることも必要ではないか、との指摘もありました。

しかし、議会の監視力アップを図るのであれば、逆にその監査委員との連携や連動を行うことも必要ではないか。これまでその事が活かされてきたのかどうか。

また、議選監査の役割等を明確にしているのか等々の課題も提起され、真に議会として監視機能を維持・強化するのであればそのあり方についてはしっかりと議論することが重要である、と感じました。専門家については、必要であればその枠を1名増やしても良いのではないかと、とも感じました。

最後に今回のメインテーマである1点目の「議会改革の到達点」についてであります。

何事であれ、改革は永遠のテーマである、とよく言われますが、議会改革の到達点は、首長（執行機関）との関係のあり方に影響しています。

それは、議会とは単独で存在する機関ではなく、首長と議会で構成される二元代表制の一翼を担っているからであります。

議会（議事機関）は首長等（執行機関）に対し相当な権限（予算の議決、条例の制定・改廃、決算の認定等）を有しています。

まず議会側は、その自覚を持つことが大事であり、それが議会改革の起点である、とのことであります。

それは、議決責任の再確認、説明責任の確認、議員間討議（問題をえぐり出す、第3の道の発見）、独善性の排除（調査研究、住民との意見交換、議会報告会）をどう経るか、ということでもあります。

今回の研修で、議会改革とは、議会が議会の権能をしっかりと発揮し住民にその説明責任をどう果たすのか、議員一人一人がその事をしっかりと自覚し活動することで、住民福祉の向上が図られ、市民の信頼が得られるのではないかと、言うことを改めて自覚しました。今後も住民の皆様との対話を基本に議会が住民福祉の向上に資する役割をしっかりと果たせるよう取り組んで参ります。